

奨学のための給付金／ 対象確認シート



保護者等は、和歌山県内に住所を有していますか？

はい

いいえ

居住地の都道府県への申請となります。
早急に保護者等が住所を有している都道府県に
詳細をご確認ください。

基準日※現在、学校に在籍していますか？

はい

いいえ

(※) 基準日とは… 通常申請：7月1日

基準日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか？

はい

いいえ

**保護者等全員の住民税の所得割額（定額減税後）
が0円（非課税）ですか？**

はい

いいえ

○課税証明書等の場合（一例）

	県民税	市民税
所得割額（定額減税前）	4,000円	6,000円
所得割額（定額減税後）	0円	0円
均等割額	2,000円	3,500円

○特別徴収税の決定・変更通知書の場合

		受給者番号	
市 町 村	税額控除額		
	所得割額	0円	
	均等割額	3,500円	
道 府 県	税額控除額		
	所得割額	0円	
	均等割額	2,000円	
	特別徴収税額		
		令和 年 月 日	
納付額	6月分		
	7月分		
	8月分		

※上図は課税証明書の一例及び6月ごろに勤務先から配布される納税義務者用の特別徴収額の決定・変更通知書を一部抜粋したものです。所得割額については、太線で囲まれている項目を確認してください。

※自営業の場合は納税通知書で所得割額を確認してください。

**奨学のための給付金の対象※となりますので、
申請書や必要書類を提出してください。**

※ 高校生等が以下に該当している場合は、支給対象外となります。

- ・ 基準日現在、在学している学校を休学している。
- ・ 児童養護施設等に入所または里親に養育を委託されており、見学旅行費または特別育成費の対象となっている（母子生活支援施設の高中生等を除く）。
- ・ 生徒が授業料の負担を軽減する制度（高等学校等就学支援金など）の支給を受ける資格を有しない。
- ・ 保護者が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない。

対象外です